

1 概要

離婚の際に未成年の子どもがいる場合には、父母の合意で親権者を定めることができますが、離婚後親権者を変更しようとするときは、必ず家庭裁判所の調停又は審判によらなければなりません。

親権者の変更は、子どもの健全な成長を助けるためのものですから、両親の円満な話し合いで解決することが望ましく、まず調停での話し合いを行うのが原則です（親権者が死亡、あるいは行方不明である等調停に出席できない場合その他特に事情のあるときには、調停を経ずに親権者変更の審判を申し立てることができます。）。

調停手続では、あなたが親権者の変更を希望する事情や相手の意向、今までの養育状況、双方の家庭状況、子どもの意向等について事情を聴いたり、必要に応じて資料を提出してもらうなどして、子どもの福祉にかなうよう話し合いを進めます。

なお、話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には、自動的に審判手続が開始され、裁判官が一切の事情を考慮して審判をすることになります。

2 申立てに必要な費用

- ☐ 収入印紙・・・対象となる子ども1人につき1200 円
- ☐ 連絡用の郵便切手・・・80円×8枚、20円×8枚、10円×10枚 合計900 円分

3 申立てに必要な書類

- ☐ 申立書3通
→ 申立書は、相手に送付されますので、裁判所用、相手用、あなた用の控えの3通を作成してください。
- ☐ 事情説明書1通
- ☐ 連絡先等の届出書1通 ＊秘匿希望の場合は、「非開示の希望に関する申出書」も作成してください。
- ☐ 進行に関する照会回答書1通（これは、相手が見ることはありません。）
- ☐ あなた、相手及び子どもの戸籍謄本(全部事項証明書)各1通
→ 戸籍謄本等は3か月以内に発行されたものを提出してください。

4 調停手続に必要な書類等の提出方法等

- ・ 調停では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出してもらうことがあります。調停委員会の指示に従って提出してください。
- ・ 書類等を提出する場合には、裁判所用のコピー1通を提出するとともに、調停期日にはあなた用の控えを持参してください。

相手に交付したい書類等を提出するときは、裁判所用及び相手用としてコピー2通を提出するとともに、調停期日には申立人用の控えを持参してください。

- ・ 書類等の中に相手に知られたくない情報がある場合で、家庭裁判所が見る必要がないと思われる部分（住所秘匿の場合の源泉徴収票上の住所等）は、マスキング（黒塗り）をしてください。（裁判所用及び相手用のコピー2通全て同様に作成してください。）

- ・ マスキングができない書面については、「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記載し、その申出書の下に当該書面を付けて一体として提出してください。この申出書を参考に、裁判官が、相手の閲覧・謄写（コピー）申請を認めるかどうか判断します。

5 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

あなたの提出した申立書については、相手に送付されます。それ以外に調停手続中に一方の当事者が提出した書類等については、他方の当事者は、閲覧・謄写の申請をすることができます。この申請に対しては、裁判官が、円滑な話し合いを妨げないか等の事情を考慮して、許可するかどうか判断します。（ただし、申立において提出された「進行に関する照会回答書」は、相手が見ることはありません。）

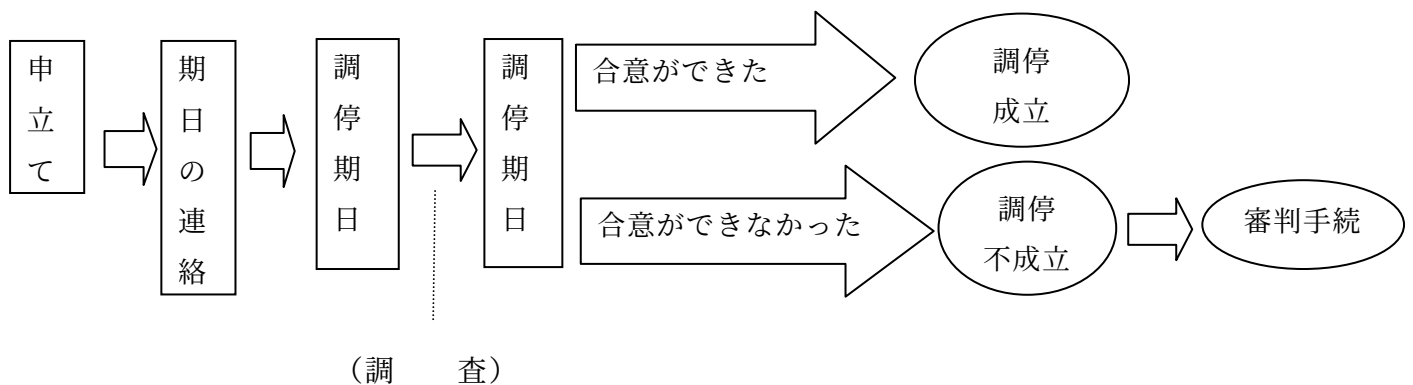
また、調停が不成立となって審判手続が開始された場合、調停手続では、閲覧・謄写が許可されなかった書類でも、審判に必要な書類等については、改めて、閲覧・謄写申請がなされた場合は、原則として許可されますので、ご注意ください。

6 申立先

相手の住所地を管轄する家庭裁判所となります（ただし、相手との間で、担当する家庭裁判所について合意ができており、申立書と共に管轄合意書を提出していただいたときには、その家庭裁判所でも対応することができます。）。

7 調停の進め方について

調停の流れは下図のとおりです。調停は平日に行われます。1回あたりの時間はおおむね2時間程度です。調停では、それぞれ別々の待合室でお待ちいただき、交互又は同時に調停室に入ってもらって、調停委員が中立の立場で、それぞれのお話をお聞きしながら話し合いを進めていくことになります。なお、必要に応じて、家庭裁判所調査官が調停期日に立ち会ったり、調停期日の間に未成年の子ども意向や状況等に関する調査を行う場合もあります。



- その他、ご不明な点がある場合は、担当書記官にお尋ねください。